

お客さま各位

株式会社トマト銀行

## 未利用口座管理手数料の新設に伴う預金規定の改正について

当社では、2021年4月1日以降に新たに開設された普通預金口座（総合口座を含みます。）につきまして、一定の条件に該当した場合の「未利用口座管理手数料」および自動解約に係る定めを新設することに伴いまして、次のとおり預金規定の改正を行うことにしましたので、お知らせいたします。

1. 改正する預金規定  
普通預金規定、総合口座取引規定

2. 改正内容  
(1) 普通預金規定

改正前	改正後
<p>1.（取扱店の範囲）～ 16.（保険事故発生時における預金者からの相殺） （省略） <u>（新設）</u></p>	<p>1.（取扱店の範囲）～ 16.（保険事故発生時における預金者からの相殺） （省略） <u>17.（未利用口座管理手数料）</u> <u>（1）当社が別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない口座（以下「未利用口座」といいます。）については、当社の定める未利用口座管理手数料をこの未利用口座から払戻請求書によらず当社所定の方法により徴収できるものとし、（ただし、2021年4月1日以降に開設された口座に限ります。）</u> <u>（2）残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった未利用口座については、当該残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく、当社所定の方法により解約することができるものとし、</u> <u>（3）当社は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u></p>
<p><u>17.（当社が契約している指定紛争解決機関）</u> （省略） <u>18.（規定の変更）</u> （省略）</p>	<p><u>18.（当社が契約している指定紛争解決機関）</u> （省略） <u>19.（規定の変更）</u> （省略）</p>
以上	以上

下線部分が変更箇所です。

(2) 総合口座取引規定

改正前	改正後
1. (取扱店の範囲) ~ 19. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略) <u>(新設)</u>	1. (取扱店の範囲) ~ 19. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略) <u>20. (未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 当社が別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない口座 (以下「未利用口座」といいます。) については、当社の定める未利用口座管理手数料をこの未利用口座から払戻請求書によらず当社所定の方法により徴収できるものとします。(ただし、2021年4月1日以降に開設された口座に限ります。)</u> <u>(2) 残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった未利用口座については、当該残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく、当社所定の方法により解約することができるものとします。</u> <u>(3) 当社は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u>
<u>20.</u> (当社が契約している指定紛争解決機関) (省略) <u>21.</u> (規定の変更) (省略)	<u>21.</u> (当社が契約している指定紛争解決機関) (省略) <u>22.</u> (規定の変更) (省略)
以 上	以 上

下線部分が変更箇所です。

3. 改正日

2021年4月1日 (木曜日)

以 上